

母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

(令和2年4月1日現在) 広島県

学校種別・学年別修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(単位:円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程) 注1)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等 専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000			
	私立	自宅通学のとき	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般課程)		49,500	49,500				



貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期限(据置期間経過後)	条件(利率)	違約金
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等 母子・父子福祉団体	1回につき 2,930,000円 1回につき 4,410,000円(団体) ※複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の 限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。	—	貸付の日から1年	7年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	延滞元 利金額 につき 年三 パー セント (令和2年3月31日以前は五%、平成27年3月31日以前は一〇・七五%)
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等 母子・父子福祉団体	1回につき 1,470,000円	—	貸付の日から6か月	7年以内		
修学資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母の不在児童等 寡婦等の被扶養者	※学校種別・学年別は右表のとおり 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している 児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した ことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくな った場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額。	修学の期間中	修学終了後6か月	10年以内 (専修学校の 一般課程 5年以内)	原則連帯保証人が必要 無利子	
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	月 額 68,000円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。 (81万6千円が限度) (自動車運転免許を習得する場合 460,000円)	習得期間中 の5年以内	習得期間終了後 1年	20年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
修業資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母の不在児童 寡婦等の被扶養者	月 額 68,000円 修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の 3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの 給付を受けられなくなった場合は、当該額を加算 した額 (高校3年在学時に就職が決定した児童が自動車運転免許 を習得する場合 460,000円)	習得期間中 の5年以内	習得期間終了後 1年	20年以内	原則連帯保証人が必要 無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母の不在児童 寡婦等	1回につき 100,000円 (自動車購入 1回につき 330,000円)	—	貸付けの日から1年	6年以内	原則連帯保証人が必要 無利子 (配偶者の不在女子が扶 養している児童に係るも のに限る。)	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を 除く) 寡婦等	医 療 340,000円 (所得税非課税 480,000円) 介 護 500,000円	—	医療又は介護期間 終了後6か月	5年以内		
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	(技能習得)月 額 141,000円 (その他)月 額 105,000円	知識・技能 習得期間中 の5年以内 又は医療介 護を受けて いる期間中 の1年以内又 は離職した 日の翌日か ら1年以内	知識・技能習得期間 又は医療・介護を受 ける期間又は失業貸 付期間終了後6か月	20年以内 (技能習得) 5年以内 (医療介護) (失業中)	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
生活資金	母子家庭の母となって 7年未満の者 父子家庭の父となって 7年未満の者	月 額 105,000円 (貸付合計252万円以下) 養育費取得のための裁判費用については、数ヶ月 分を一括貸付(1,260,000円を限度)できる。	貸付を受け 始めておお むね3か月以 内	貸付期間終了後 6か月	8年以内		
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	1回につき 1,500,000円 (災害、老朽等による増改築等 2,000,000円)	—	貸付けの日から 6か月	6年以内 (特別7年以内)		
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	1回につき 260,000円	—	貸付けの日から 6か月	3年以内		
就学支度資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母の不在児童 寡婦等の被扶養者	小 学 校 64,300円 中 学 校 81,000円 小・中学校の就学支度資金については、所得税 非課税世帯の場合に限る。 自 宅 自 宅 外 高等学校等 注4) 150,000円 160,000円 私立の高等学校等 注5) 410,000円 420,000円 修業施設 注6) 272,000円 282,000円 国公立の大学等 注7) 410,000円 420,000円 私立の大学等 注8) 580,000円 590,000円 専修学校(一般課程) 150,000円 160,000円 国公立の大学院 380,000円 380,000円 私立の大学院 590,000円 590,000円	—	小学校・中学校…児童 が満15歳に達した 日の属する学年を終 了後6か月を経過す るまで その他…修学又は修 業の終了後6か月を 経過するまで	10年以内 (就学) 5年以内 (修業)	原則連帯保証人が必要 無利子	
結婚資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 寡婦等の被扶養者	婚姻する者1人につき 300,000円	—	貸付けの日から 6か月	5年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	

- 注1) 修学年限が本表の学年を超える場合は、「相談窓口」で御相談ください。
- 注2) 予備校は、貸付対象から除かれます。
- 注3) 大学等修学支援により入学金や授業料の減免を受ける場合、もしくは日本学生支援機構等による奨学金を受ける場合は、修学資金及び就学支度資金の貸付限度額が変わりますので、「相談窓口」で御相談ください。
- 注4) 国公立の高等学校、専修学校(高等課程)
- 注5) 私立の高等学校、専修学校(高等課程)
- 注6) 高等学校卒業者が入所する場合(中学校卒業者が入所する場合は、「高等学校等」に準じて取扱う)
- 注7) 国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
- 注8) 私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

※寡婦等とは、寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子をいう。

※旧章等とは母子家庭の母(父子家庭の父が扶養している児童)かつ同時に扶養している90歳以上である子をいふ。